

新たな行政改革大綱に向けて

与党申し入れ

平成 16 年 6 月 9 日

目次

前文	2
1 公務員制度改革の推進	3
2 国民の期待に応えるスリムで効率的な政府の実現	3
(1) 地方支分部局の事務・事業の抜本的見直し	
(2) ITの活用	
3 政府関係法人の徹底したスリム化	6
(1) 独立行政法人の組織・業務全般の見直し	
(2) 行政代行法人の改革	
4 特別会計の見直し等	8
(1) 特別会計の見直し	
(2) 公会計の見直し	
5 規制改革の推進と行政運営の改善・透明化	11
(1) 規制改革の推進	
(2) 行政立法手続の法制化	
(3) 政策評価の充実	
6 公益法人制度の抜本的改革	12
7 地方行革の推進	13
8 その他	15
中央省庁再編のレビュー	
別添	16

前文

平成 12 年の行政改革大綱については、政府・与党一体の努力により多くの課題が実施され、着実な成果を挙げており、残された課題である公務員制度改革についても、その具体化が進んでいる。

しかしながら、行政改革は不断に取り組むべき課題であることから、与党においては、昨年来、以下の観点を中心に精力的な議論を行ってきた。

- 1 一層スリムで効率的な政府の実現に努めること。このため、行政機関は一層の減量・効率化により必要な分野への定員再配置を進めるとともに、政府関係法人についても、特殊法人等改革、行政委託型公益法人等改革の成果を確実なものとする
- 2 行財政運営の改善・透明化を進めるため、特別会計の見直し、行政手続法の改正などの改革に取り組むこと
- 3 上記改革は、国のみならず地方公共団体においても同様に取り組むべきこと

今般、これらの取組みの方向について結論を得たので、政府に対してその実現に向けた具体化を求めるものである。与党としても、今後もさらに議論を続け、必要に応じて追加的な申入れを行う予定であるので、政府においても、これらを具体化するための新たな行政改革の方針を年末または年度末を目途に定めることをめざして検討を進められたい。

1 公務員制度改革の推進

簡素で効率的な行政を実現するためには、行政運営の基盤である公務員制度の抜本的な改革が必要である。このため、与党において、能力・実績主義への転換などを内容とする公務員制度改革の方針をとりまとめ、6月9日、政府に申し入れたところである。政府においてはこの方針を踏まえ、国家公務員法改正法案等の改革関連法案を早急に取りまとめて平成16年中に国会に提出すること。

2 国民の期待に応えるスリムで効率的な政府の実現

わが国の行政機関は、これまでの定員削減努力および独立行政法人化等により諸外国と比較しても、少ない定員で国民の行政ニーズに応えてきている。

しかしながら、治安の回復など緊急の対応が必要な課題が山積しており、行政の膨張なしに、これらの課題に対応するためには、既存の事務・事業について、内容の見直し、実施態勢の効率化によって、定員を削減し、その削減分を必要な政策課題に再配置していくことが、最重要課題である。

このため、ニーズの低下した事務・事業については積極的に廃止し、国が必ずしも行う必要のない事務・事業については、民営化・民間委託、PFIの活用を行うこととし、予算編成過程においてその具体化を行っていく。

特に、行政機関の定員の3分の2を占め、かつ、減量・効率化の余地の

大きい地方支分部局や、中央・地方を問わず IT の活用により大幅な効率化が見込まれる業務については、集中的にその減量・効率化に取り組んでいくこととする。

具体的には、以下の施策を実施すること。

(1) 地方支分部局の事務・事業の抜本の見直し

自由民主党における別添の意見を最大限尊重しつつ、地方支分部局の事務・事業について、以下の抜本の見直しを行うこと。

国の機関が行う必要が薄れた事務・事業については、廃止を原則とし、その分の定員を削減する。地方公共団体からの要望がある場合は同団体へ委譲する。

特に、農林関係統計等については、業務の必要性のゼロベースからの見直しやアウトソーシングの全面的な導入による定員の大幅削減を積極的に検討する。

また、地域産業振興、業所管行政等についても、地方分権や規制改革を進め、これにより地方公共団体への移管、業務の廃止を行う。

国の機関が行う必要がある事務・事業のうち、政策の実施に係るものについては、独立行政法人への移管または民間委託等を積極的に進めていく。

特に、社会保険、職業安定等の業務について、その業務の全部もしくは一部の民間委託または独立行政法人化を含む組織形態のあり

方等について早急に検討し、可能なものから順次これを実現するものとする。

、 以外の事務・事業についても、全面的な見直しを行い、IT化、民間委託等により、定員を削減する。

治安、徴税等緊急に増強が必要な部門については、 ~ によって生じた定員枠を活用し、省庁間を超えた大胆な再配置を行い、その定員を増強する。

(2) ITの活用

ITの活用に当たっては、意思決定段階の大幅なスリム化、起案・決裁の電子化等の抜本的な業務改革を同時に行うこと。

人事・給与・出納その他の定型的内部管理業務については、IT化および業務改革によって、4割以上の効率性向上を実現し、当該部局の定員の3割以上を削減すること。

約5万件の行政手続きを抜本的に見直し、1万件以上の削減、添付書類の削減・廃止、申請・届出等の頻度軽減および処理期間の短縮を行い、行政手続きオンライン化による効率化の実を上げること。

特に、年間申請件数10万件を超える手続き（約230件）については、治安等に関わるものを除き、手続きの廃止・削減等の思い切った合理化を実施すること。

レガシーシステム等の個別業務システムは、業務システムを早急に刷新し、定員の大幅削減を計画的に進めること。

(1)および(2)の取り組みにより、これらの部局における計画的な定員削減を実行することにより、17年度からの5年間で16年度総定員の10%以上を削減することをめざし、その削減分から治安、徴税等緊急に増強が必要な部門へ、省庁間を超えた大胆な再配置を進めることとする。

3 政府関係法人の徹底したスリム化

(1) 独立行政法人の組織・業務全般の見直し

中期目標期間終了時の厳格な見直し

独立行政法人の中期目標期間終了時の見直しに当たっては、「民間にできることは民間に委ね、地方にできることは地方に委ねる」との原則の下、法人の廃止・民営化、類似業務を行う法人の統合、業務の民間・地方移管も含め、組織・業務全般について極力整理縮小する方針で見直すほか、運営費交付金について、透明性を確保し、説明責任を厳しくすること。また、国家公務員型の独立行政法人については、効率的に行政目的を達成するために、中期目標期間終了時の見直しの際、非公務員型とした場合の問題を具体的かつ明確に説明できない場合には、非公務員型に移行すること。

見直しの結果、新中期目標期間に移行する場合であっても、主務大

臣および独立行政法人は、新中期目標・中期計画等を特殊法人等から移行した法人と同程度に厳しくかつ具体的なものとするとともに、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の勧告に沿ったものとする

こと。

平成 17 年度見直しの前倒し実施

中央省庁等改革で設立された法人の中期目標期間終了時の見直しが平成 17 年度に集中し、当該見直しを制度の中核とする独立行政法人制度の真価が問われることとなる。したがって、 の観点からの見直しを円滑かつ効果的に実施していくため、相当数の法人について 1 年前倒しで平成 16 年中に結論を得ることとし、そのため主務大臣は同年 8 月末までを目途に見直しの素案を策定したうえ、速やかに提示することとすること。

(2) 行政代行法人の改革

これまで民間にできることは民間に委ねるとともに無駄な財政支出を徹底的に見直すという観点から特殊法人等改革、行政委託型公益法人等改革に取り組んできたが、このほかにもいわゆる民間法人化された特殊法人や指定法人など業務内容が実質的に行政代行そのものである法人が未だ存在する。

このため、特別の法律により直接、または指定等を受けて行政を代行

する法人などのうち、これまで改革の対象となっていないものを洗い出し、組織・業務の廃止・民営化等の改革を進めること。その際、対象法人の範囲、改革の方針については、与党においてさらに検討を進め、政府はそれを踏まえて所要の措置を講ずるものとする。

4 特別会計の見直し等

(1) 特別会計の見直し

特別会計制度については、昨年度、財政制度等審議会の総ざらいのな検討に基づく歳出・歳入両面にわたる見直しが実施され、また、民間企業会計ベースの財務書類の作成や、総務省の政策評価による歳入と歳出の構造の明確化が行われつつある。

このような状況の中で、与党においては、上記の取組みに対する各府省の実施状況を点検しつつ、特に、特別会計による経理区分の必要性や国民にとって分かり易いものとなっているかという観点から、全ての特別会計を対象として、各府省ヒアリングを実施し、議論を深めてきた。

特別会計制度は、財政法第 13 条に定めるように、特定の事業、特定の資金の保有・運営など特定の歳入を以って特定の歳出に充て一般会計と区分経理する必要がある場合に限られている。しかしながら、31 の特別会計は様々な会計や勘定間の資金のやり取りや歳入・歳出構造が複雑で、制度が極めて分かりづらくなっている面があり、また、こうした

複雑な構造の下で、固有の財源をもって不要不急の事業を行う結果となっているとの指摘もある。

このため、特別会計についても、事業の評価や歳出の合理化・効率化を厳しく行っていくことはもとより、各所管省庁にあっては、各特別会計の必要性について厳しく検証し、廃止も含め徹底した見直しを行うことを求めることとし、具体的には、以下の諸点を申し入れる。

【総論】

- ・ 一般会計と区分して経理する必要性について、これまでの経緯にとられることなく、歳入・歳出も含め徹底した見直しを行い、廃止、独立行政法人化、民営化など、事業や特別会計、勘定区分の合理化を徹底すること
- ・ 一般会計からの繰入れの抑制に努めること
- ・ 業務勘定等のあり方を含め会計間、勘定間の繰入れの合理性を検証し、かつ、その実態に関する内容の開示を進め国民に分かりやすい制度とすること
- ・ 民間企業会計を活用した特別会計の新たな財務書類や省庁別財務書類の作成・充実に努めること

【公共事業関係特別会計】

- ・ 一般会計からの一般財源の繰入れを主要な財源とするものについて、

区分経理する必要性について検証を行い、一般会計の同種事業との統合、公共事業の一覧性についても検討を行うこと

【保険事業関係特別会計】

- ・ 保険事業関係特別会計に関しては、固有の財源等をもって不要な事業が行われているとの様々な批判があることに鑑み、事業の存廃を含め事務事業の徹底した見直しを行うこと
- ・ 民間保険事業の状況を踏まえつつ、国として保険事業を行う必要性の存否について具体的な検討を進めること

【行政的事業関係特別会計】

- ・ 行政的事業関係特別会計に関しては、各特別会計の性格に応じ、自収自弁を基本とし、一般会計繰入れの抑制に努めること
- ・ 多額の不用、剰余金の発生している特別会計について、国全体としての財政効率化の観点からの具体的な見直しを行うこと
- ・ 一般会計への統合、独立行政法人化、民間委託等、国として事業を直接行う必要性の存否について具体的な検討を進めること

【融資・資金関係特別会計】

- ・ 融資・資金関係特別会計に関しては、それぞれの出資・融資事業の廃止・縮減、他の政府機関への移管等を含め、国として事業を行う必

要性について具体的な検討を行うこと

- ・ それぞれの特別会計のあり方について、統合を含めた検討を行うこと

(2) 公会計の見直し

特殊法人等を含めたところの各府省の財務状況を開示することにより、説明責任（アカウンタビリティ）の一層の確保および行政効率化に資する財務情報を提供するため、一般会計、特別会計および特殊法人等を連結した省庁別連結財務書類について、試行期間を経て平成 18 年度より各府省において公表すること。

また、政策毎に予算と決算を結びつけ、予算とその成果を評価できるような予算書、決算書の作成に向けて、平成 18 年度までに整備を進めること。

5 規制改革の推進と行政運営の改善・透明化

(1) 規制改革の推進

社会経済の構造改革を引き続き推進するため、閣僚で構成する「規制改革・民間開放推進本部」による政治的リーダーシップの発揮と民間人主体の「規制改革・民間開放推進会議」による有識者の知見の活用により、両者の緊密な連携の下で規制改革を強力に推進すること。

その際、規制する事項と緩和する事項の仕分け方針を明確にするとと

もに、事前規制は原則撤廃し、事後監視型行政への転換を図るべく規制体系の見直しを進めること。

あわせて、行政が行う事業の民間開放を進める観点から、公共施設の管理・運営等、各省庁のバックオフィス業務、統計調査等の民営化・PFI・アウトソーシング等を推進すること。

(2) 行政立法手続の法制化

行政機関における政省令等の行政立法について、国民参加の手続を厳格に定める行政手続法改正を図ることにより、行政の裁量が明確な基準に基づいて行われるように、国民がチェックする機能を強化すること。

(3) 政策評価の充実

政策評価の質の向上を図りつつ、評価結果を各府省の政策や予算要求に確実に反映させるとともに、政策群等の各府省にまたがる政策については府省横断的な検証を着実にを行い、政府全体として政策評価の充実に努め、効果的・効率的な行政の推進と国民に対する説明責任の徹底を図ること。

6 公益法人制度の抜本的改革

公益法人制度は、民法制定以来抜本的な見直しが行われていないため、様々な問題を抱えており、その中核をなす主務官庁制を廃止し、新たな非

営利法人制度を構築する公益法人制度の抜本的な改革を行うこと。

このため、非営利法人制度のあり方、非営利法人における公益性の判断基準や判断主体等について、現行公益法人の実態を踏まえつつ具体的検討を進め、本年末までを目途にさらに基本的枠組を具体化したうえで、税制上の措置に係る専門的検討を進めることとし、平成 17 年度末までに法制上の措置等を講ずることをめざすこと。

7 地方行革の推進

地方公共団体における行政改革は、議会や住民の監視のもとに、住民から直接選挙された首長が責任をもって取り組むことが基本であるが、国としても、地方公共団体の行政改革がより積極的に推進されるべく、できる限りの措置を講じて行かなければならない。

地方公共団体の行政改革については、これまでも平成 9 年の地方行革指針等に基づき、各地方公共団体によって真摯な取り組みが行われているところであるが、依然として改善すべき点を抱えており、以下のような課題について地方公共団体に対しより積極的な取り組みを促すことが必要である。

- ・ 現在の社会経済情勢、特に民間企業の動向を踏まえた地方公務員全般にわたる定数、給与・手当の適正化
- ・ 指定管理者制度の活用などによる第 3 セクター・外郭団体等の抜本的な見直し

- ・ 地方公営企業の経営健全化等の推進
- ・ 民間活力を最大限活用した民間委託の推進
- ・ 電子自治体の推進
- ・ 行政評価の積極的な活用
- ・ 行政における公正の確保と透明性の向上

政府においては、上記のような課題に適切に対処するため、平成 16 年度中に新たな地方行革指針を策定して、地方公共団体に積極的な取組を要請すべきである。また、地方公共団体の行革努力が報われるような財政措置を平成 17 年度から導入すべきである。さらに、個々の団体がこれらの課題についてどの程度取組んでいるか国民に対しわかりやすくディスカローズするための仕組みを速やかに検討し、平成 17 年度から順次実施に移すとともに、地方行革における優良事例について幅広く周知することとすべきである。

また、当然のことながら、地方分権を推進し、簡素で効率的・効果的な地方の行政体制を整備する上で、住民に身近な自治体である市町村の規模・能力を充実し、基礎自治体として総合的な役割を果たしていくようにすることが不可欠である。そのため、市町村合併を引き続き強力に推進することとし、必要な措置を講じるべきである。

以上の取組に加え、政府においては、地方行革を阻害する要因となっている国の制度・施策について不断の見直しを行うとともに、公務員制度改

革の動向を踏まえ地方公務員制度の適切な見直しを図るべきである。

8 その他

中央省庁再編のレビュー

平成 13 年 1 月 6 日の中央省庁再編から 3 年以上が経過したことを踏まえ、今後、与党において、行政改革会議最終報告や中央省庁等改革基本法に照らし、その貫徹度合いをチェックし、問題点の洗い出しを行う。政府は、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとする。

別添

< 総論 >

国の業務として行う必要があるかどうかという観点から、現行の業務を厳しく見直し、地方公共団体への権限委譲を積極的に推進すべき。国が行う必要がある業務であっても、民間または地方公共団体へアウトソーシング可能な業務については、アウトソーシングすべき。内部管理業務については、IT化等に伴い、大幅に定員を合理化すべき。治安、徴税など真に必要な部門については、大胆な増員を措置すべき。

< 農林水産省 >

食糧業務は、リスク管理業務のアウトソーシングなどの合理化を進め、現在の合理化計画の上積み、前倒しを図るべき。農林統計は、現在行っている統計調査の必要性を根本的に見直し、大幅にスクラップすべき。また、必要があるものを少数残すとしても、地方公共団体や民間へ委託し、定員を抜本的に減らすべき。18年度の食糧部門と統計部門の統合に併せ、管理部門を合理化すべき。情報部門については、アウトソーシングを進めるべき。

< 厚生労働省 >

職業紹介事業の民間開放、民間委託を進めるとともに、ハローワークの独立行政法人化について本格的な検討を進めるべき。年金徴収率の向上を図るため、市町村、国税庁との関係の強化、インターネットの活用など、納付環境の整備を進めるべき。また、徴収事務の市町村への返還についても検討を進めるべき。IT化により、年金相談業務を始め、社会保険事務所の減量・効率化を進めるべき。社会保険庁の独立行政法人化について本格的な検討を進めるべき。社会保険・労働保険の徴収事務のさらなる一元化を進めるべき。

< 国土交通省 >

IT化による減量・効率化を進めるべき。許可制から登録制への移行等の規制緩和により定員を削減すべき。海上保安庁など定員を増やすべき部門は増やし、メリハリのある定員配置とすべき。

< 法務省 >

登記申請のオンライン化および登記情報システムの最適化等 IT 化を早急に推進し、合理的な定員配置をめざすべき。

登記所の適正配置による定員の合理化を進めるべき。

治安など定員を増やすべき部門は増やし、メリハリのある定員配置とすべき。

< 警察庁 >

通信業務の民間委託等の減量・効率化の取組みを検討すべき。

< 防衛庁 >

防衛施設事務所・出張所の整理統合等の減量・効率化の取組みをさらに進めるとともに、武力攻撃事態等に備えた組織のあり方を検討すべき。

< 総務省 >

IT の活用による業務の効率化、総合通信局における出張所の整理合理化、民間能力の活用等の減量・効率化の取組みをさらに進めるべき。

< 経済産業省 >

IT の活用等による内部管理業務の効率化、鉱山保安業務の効率化等の取組みをさらに進めるべき。